標準旅行業約款(手配旅行契約)

第	1	章	総	則

(通用範囲)

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。こ の約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、 前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (用語の定義)
- 第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒 介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行 に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、 手配をすることを引き受ける契約をいいます。
- 2 この約款で「企画手配旅行契約」とは、手配旅行契約のうち、当社が旅行者から企画及び手配 に対する旅行業務取扱料金を収受することを約し、又は第26条第1項の特約を結んで、旅行者の 委託により、旅行に関する企画を行い、旅行者が当該企画に従った旅行サービスの提供を受ける ことができるように、手配をすることを引き受けるものをいいます。
- 3 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行のみをいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅 行をいいます。
- 4 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の 運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消 手統料金を除きます。)をいいます。
- 5 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といい ます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受け て締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金 等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカー ド会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承認し、かつ旅行代金等を第15 条第2項又は第5項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。
- 6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払 又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配債務の終了)

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基 づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により、運 送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当 社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下 「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、 カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できな かった旨を旅行者に通知した日とします。

(手配代行者)

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の 旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

(契約の申込み)

- 第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入 の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼し ようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
- 3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取 り扱います。

(契約締結の拒否)

- 第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 当社の業務上の都合があるとき。 (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である
- 等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済 できないとき。 (契約の成立時期)
- 第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立 するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知を発 した時に成立するものとします。
- (契約成立の特別)
- 第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払を受 けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。 (乗車券及び宿泊券等の特則)
- 第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービ スの手配のみを目的とする手配旅行契約(企画手配旅行契約を除きます。)であって旅行代金と 引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭 による申込みを受け付けることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとしま

(契約書面)

- 第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その 他の旅行条件及び当社の資任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を 交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の 旅行サービスの提供を受ける権利を表示した事面を交付するときは、当該契約書面を交付しない ことがあります。
- 2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う 旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。 (情報通信の技術を利用する方法)
- 第10条の2 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅 行為に受付する旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を

- 契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。 (契約成立の特則及び契約書面の交付)
- 第19条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかか
- わらず、申込金の支払を受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。 2 前項の規定に基づき申込金の支払を受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、 契約責任者にその旨を記載した契約書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該契約 書面を交付した時に成立するものとします。
- (構成者の変更) 第20条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰 属するものとします。

(添乗サービス)

- 第21条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービ スを提供することがあります。
- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・ グループ行動を行うために必要な業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を 支払わなければなりません。

第6章 企画手配旅行

(企画手配旅行)

- 第22条 企画手配旅行契約については、第3条及び第10条の規定は適用しません。 (契約書面及び企画書面)
- 第23条 当社は、企画手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、次項の企画書面に記載しようと する旅行日程、旅行サービスについての旅行者からの委託内容その他の旅行条件及び当該企画書 面を交付すべき期日その他の当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。
- 2 当社は、前項の期日までに、旅行者の委託内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内 容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した企画書面を交付します。 (企画の承諾)
- 第24条 当社が前条第2項の企画書面を交付したときは、旅行者は、企画書面に記載した期日まで に企画の承諾又は不承諾の旨を当社に対し通知しなければなりません。
- 2 企画書面に記載した期日までに旅行者から前項の通知がないときは、当社は一定の期間を定め て旅行者に対し当該通知をするよう求めます。
- 3 前項の期日までに旅行者から第1項の通知が行われないときは、当社は、当社が前条第2項の 企画書面を交付した時に旅行者が第1項の不承諾の旨の通知(以下「不承諾通知」といいます。) を行ったものとみなします。
- 4 旅行者が第1項の承諾の旨の通知(以下「承諾通知」といいます。)を行ったときは、旅行者 は、当社に対し、企画に対する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)を支払わなければな りません。この場合において、当社が企画手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービス の範囲は、当該企画書面に記載するところによります。
- 5 旅行者が不承諾通知を行ったとき(第3項の規定により当該通知を行ったとみなされる場合を 含みます。)は、当社は、当該通知の時に旅行者が第12条第1項の規定により企画手配旅行契約 を解除したものとみなします。
 - (契約の変更及び解除の特則)

第25条 旅行者が承諾通知を行う前に、第11条第1項の規定に基づき企画手配旅行契約の内容が変 更されたときは、同条第2項の規定は適用しません。このとき、当該企画手配旅行契約の内容の 変更によって生じる旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

- 2 旅行者が承諾通知を行う前に、第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づき企画手配旅行契 約が解除されたとき(前条第5項の規定により契約が解除されたとみなされる場合を含みます。 以下同様とします。)は、第12条第2項又は第13条第2項の規定は適用しません。このとき、旅
- 行者は、当社に対し、企画料金を支払わなければなりません。ただし、当社が企画に着手してい ないときは、この限りではありません。
- 3 当社が旅行者に対し、第23条第1項の書面に記載した期日までに企画書面を交付しなかったと きは、旅行者は企画手配旅行契約を解除することができます。このとき、当社は、既に収受した 旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 4 前条第4項の規定により当社が手配する義務を負う旅行サービスについて、運送・宿泊機関等 との間で当該サービスの提供をする契約を締結できなかったときは、当社は、速やかに代替の企 画書面(以下「代替企画書面」といいます。)を交付します。
- 5 旅行者が代替企画書面に記載された企画を承諾したときは、前条第4項の規定により当社が手 配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該代替企画書面に記載するところに変更されます。 このとき、当該企画手配旅行契約の内容の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少は、旅行
- 者に帰属するものとします。 6 旅行者が代替企画書面に記載された企画を承諾しなかったときは、当社は、旅行者が企画手配
- 旅行契約を解除したものとみなします。このとき、当社は、既に収受した旅行代金を旅行者に払 い臣します。
- (包括料金の特約)
- 第26条 当社は、企画手配旅行契約について、旅行代金をその内訳を明示することなく一定額とし、 旅行代金の精算をしない旨の特約(以下「包括料金特約」といいます。)を書面により結ぶこと があります。
- 2 包括料金特約を結んだ場合において、第12条第1項の規定に基づき企画手配旅行契約が解除さ れたときは、同条第2項及び前条第2項の規定にかかわらず、旅行者は、当社に対し、別表に定 める取消料を支払わなければなりません。ただし、当社が手配に着手していないときは、この限 りではありません。
- 3 包括料金特約を結んだ場合において、第13条第1項の規定に基づき企画手配旅行契約が解除さ れたときは、同条第2項の規定にかかわらず、旅行者は、当社に対し、第15条第1項の期日の翌 日において旅行者が企画手配旅行契約を解除した場合の前項に定める取消料に相当する額の連約 料を支払わなければなりません。
- 4 包括料金特約を結んだときは、第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は適用せず、次項 から第8項までの定めるところによります。
- 5 包括料金特約を結んだ場合において、利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金(以 下本条では『適用運貨・料金」といいます。)が、当該特約を結ぶ際に明示した時点において有

の場合	
(2) 貸切航空機を利用する包括料金特約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさか のぼって90日目に当たる日以降に解除 する場合(ロからニまでに掲げる場合 を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさか のはって30日目に当たる日以降に解除 する場合(ハ及びニに掲げる場合を除 く。)	旅行代金の50%以内
へが行開始日の前日から起算してさかのはって20日目に当たる日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	
ニ 旅行開始日の前日から起算してさか のぼって3日目に当たる日以降の解除 又は無連絡不参加の場合	
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する包括料金特約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

(適用範囲)

- 前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (渡航手続代行契約を締結する旅行者) を締結した旅行者とします。
- (渡航手続代行契約の定義)
- (1) 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
- (2)出入国手続書類の作成 (3) その他前各号に関連する業務
- (契約の成立)
- 記入の上、当社に提出しなければなりません。 とします。

- 法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。
- を確認します。
- (守秘義務)
- す。
 - (旅行者の義務)

- 統審類等」といいます。)を当社に提出しなければなりません。

- (契約の解除)

いとき。

平成 6 年 12月 6 日 国土交通大臣認可

15

標準旅行業約款(渡航手続代行契約)

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。 この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と主催旅行契約若しくは手配旅行契約 を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行業者の主催旅行について当社が代理して契約

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金 (以下「渡航手続代行料金」といいます。)を収受することを約して、旅行者の委託により、次に 掲げる業務(以下「代行業務」といいます。)を行うことを引き受ける契約をいいます。

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を 2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するもの

3 当社は、業務上の都合があるときは、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。 4 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受 けた代行業務(以下「受託業務」といいます。)の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方

5 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用 する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を 提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたこと

6 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備 えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に 供するものに限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたしま

第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。 2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な審題、資料その他の物(以下「渡航手

3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公館その他の者に、手数料、査 証料、委託料その他の料金(以下「査証料等」といいます。)を支払わなければならないときは、 旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払わなければなりません。 4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者は、当社が 定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければなりません。

第7条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。 2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。 (1) 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。 (3) 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わな

(4) 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由に ・よらず、旅券、査証又は再入国許可(以下「旅券等」といいます。)を取得できないおそれが 概めて大きいと当社が認めるとき。

- ことがあります。 2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う 旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。
- (情報通信の技術を利用する方法) 第10条の2 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅
- 行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を 記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記 載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使 用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備 えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に 供するものに限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

- 第11条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変 更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じ ます。
- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消す 際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担する ほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行 契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。 (旅行者による任意解除)

第12条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受け た旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、連約 料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当 社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなり ません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

- 第13条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。
- (1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行 者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなく なったとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていな い旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれ から支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当 社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
- (当社の責に帰すべき事由による解除) 第14条 旅行者は、当社の實に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、 手配旅行契約を解除することができます。
- 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受 2 けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わな ければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

(旅行代金)

第15条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期日までに、当社に対し、旅行代金を支払わなけれ ばなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名な くして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行 サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他 の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章若しくは第4章の規定又は第25条 若しくは第26条の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカー ドにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合におい て、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、 当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第13条第1項第2号の規定により当社が手配旅行 契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅 行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。 (旅行代金の精算)
- 第16条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用 で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金 として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めると ころにより速やかに旅行代金の精算をします。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、そ の差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差 額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第17条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任 者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用しま す。

(契約責任者)

- 第18条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者 (以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものと みなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第21条第1項の業務は、当該契約 責任者との間で行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知 しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務 については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ

料を支払わなければなりません。 包括料金特約を結んだときは、第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は適用せず、次項

- から第8項までの定めるところによります。 5 包括料金特約を結んだ場合において、利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金(以 下本条では「適用運賃・料金」といいます。)が、当該特約を結ぶ際に明示した時点において有 効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて増額又は減額されるときは、当社は、そ の増額又は減額される金額の範囲内で第1項の一定額の旅行代金(以下「包括料金」といいます。) の額を増加し、又は減少することがあります。
- 6 当社は、前項の定めるところにより包括料金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算し てさかのほって15日目に当たる日より前に、旅行者にその旨を通知します。
- 7 当社は、適用運賃・料金が減額されるときは、第5項の定めるところによりその減少額だけ包 括料金を減額します。
- 8 第6項の規定に基づいて包括料金が増額されたときは、旅行者は、第2項の規定にかかわらず、 旅行開始前に取消料を支払うことなく企画手配旅行契約を解除することができます。

任 第7章 責

- (当社の責任)
- 第27条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を 代行させた者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じ ます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りま す。
- 2 当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の 翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対し て通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある 場合を除きます。)として賠償します。
- (特別補償)
- 第28条 当社は、企画手配旅行契約の履行に当たって、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生 ずるか否かを問わず、主催旅行契約の部別紙特別補償規程(以下「特別補償規程」といいます。) 第1章から第4章までで定めるところにより、旅行者が企画手配旅行参加中にその生命又は身体 の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。この 場合において、特別捕賃規程中「主催旅行」とあるのは「企画手配旅行」と読み替えるものとし ます。
- 2 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて 支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金 とみなします。
- 3 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第 1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金 を含みます。)に相当する額だけ縮減するものとします。
- (旅行者の責任) 第29条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しな ければなりません。

第8章 弁済業務保証金

(弁済業務保証金)

- 第30条 当社は、社団法人全国旅行業協会(東京都港区虎ノ門4丁目1番20号田中山ビル)の保証 社員になっております。
- 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前 2 項の社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から 万円に達するまで弁済 を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第22条の10第1項の規定に基づき、社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証 金分担金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。 別表 取消料(第26条第2項関係)

国内旅行に係る取消料

1 国内旅行に係る取消料		
区分	取 消 料	備考
(1) 次項以外の包括料金特約		取
イ 旅行開始日の前日から起算してさか のぼって20日目(日帰り旅行にあって は10日目)に当たる日以降に解除する 場合(ロからホまでに掲げる場合を除 く。)	旅行代金の20%以内	収消料の金額は、
ロ 旅行開始日の前日から起算してさか のぼって7日目に当たる日以降に解除 する場合(ハからホまでに掲げる場合 を除く。)	旅行代金の30%以内	契約書面
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに 掲げる場合を除く。) ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加 の場合	旅行代金の40%以内 旅行代金の50%以内 旅行代金の100%以内	に明示します。
	当該船舶に係る取消料の規定によります。	Ť
 海外旅行に係る取消料 		
区分	取 消 料	備考
除く。)	する包括料金特約(次項に掲げる旅行契約を	
イ 旅行開始日の前日から起算してさか のぼって30日目に当たる日以降に解除 する場合(ロ及びハに掲げる場合を除	旅行代金の20%以内	
く。) ロ 旅行開始日の前々日以降に解除する 場合(ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内	取消料の
ハ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%以内	0

ハ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加 旅行代金の100%以内

- いどま
- 振めて大きいと当社が認めるとき。
- 手続代行料金を支払わなければなりません。 (当社の責任)
- 内に当社に対して通知があったときに限ります。
- - 当社はその責任を負うものではありません。

標準旅行業約款(旅行相談契約)

- 前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。 (旅行相談契約の定義)
- を引き受ける契約をいいます。
- (1) 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言 旅行の計画の作成 (2)
- (3)旅行に必要な経費の見積り
- 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供 (4)
- その他旅行に必要な助言及び情報提供 (5) (契約の成立)
- 提出しなければなりません。
- ます。
- を承諾した時に成立するものとします。
- じないことがあります。 (相談料金)
- でに、当社所定の相談料金を支払わなければなりません。 (当社の責任)
- 当社に対して通知があったときに限ります。

(苦情の串出) 社団法人 全国旅行業協会 名 称 所在地

代表取编辑

(3) 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わな

(4) 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の費に帰すべき専由に 、よらず、旅券、査証又は再入園許可(以下「旅券等」といいます。)を取得できないおそれが

3 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証 料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航

第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を 与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以

2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出 入園が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由に よらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、

第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。こ の約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、

第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金(以下「相談料 金」といいます。)を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うこと

第3条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に

2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとし

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話による旅行相談契約 の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結

4 当社は、業務上の都合があるとき又は旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地に おいて施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、旅行相談契約の締結に応

第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日ま

第5条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与え たときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以内に

2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した遅送・宿泊機関等について、実際に手配が可能 であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関 等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締 結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、 下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出をすることができます。

> 支部 建市互明 許 从了-

社団法人・全国旅行業協会 保証社員



記